
1004. 船舶運航情報登録

業務コード	業務名
VTX01	船舶運航情報登録

1. 業務概要

船舶に関する入出港予定情報（以下、船舶運航情報という）を本船に紐づく航海番号単位に登録、訂正または削除を行う。

- (1) 船舶運航情報の全情報の訂正（以下、全情報の訂正という）または削除
- (2) 船舶運航情報の単一港の訂正（運航情報制限無し）（以下、「単一港の訂正（運航情報制限無し）」という。）
- (3) 船舶運航情報の単一港の訂正（運航情報制限有り）（以下、「単一港の訂正（運航情報制限有り）」という。）

2. 入力者

船会社、船舶代理店

3. 制限事項

- ① 1業務で入力可能な本邦入港前外国の寄港地数は、最大30港とする。
- ② 1業務で入力可能な本邦寄港地数は、最大9港とする。

4. 入力条件

(1) 入力者チェック

- ① システムに登録されている利用者であること。
- ② 入力者が船会社の場合は、船舶DBに登録されている船舶運航者と同一会社であること。
- ③ 入力者が船舶代理店の場合で、かつ船舶運航情報に関する登録、訂正または削除の場合は、入力されたいずれかの本邦寄港地において、船舶DBに登録されている船舶運航者と受委託関係が登録されていること。ただし、港単位でのみ受委託関係が登録されている場合を除く。

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通仕様書」参照。

(B) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通仕様書」参照。

(3) 船舶DBチェック

- ① 入力された船舶コードが船舶DBに存在すること。
- ② 削除の旨が登録されていないこと。
- ③ 外航船として登録されていること。

(4) 船舶運航DBチェック

(A) 登録の場合

入力された船舶コード及び航海番号（1）に対する船舶運航情報が船舶運航DBに存在しないこと。

(B) 訂正の場合

(a) 全情報の訂正の場合

- ① 入力された船舶コード及び航海番号（1）に対する船舶運航情報が船舶運航DBに存在すること。
- ② 削除の旨が登録されていないこと。

(b) 単一港の訂正（運航情報制限有り／無し）の場合

- ① 入力された船舶コード及び航海番号（1）に対する船舶運航情報が船舶運航DBに存在すること。
- ② 入力された本邦寄港地順序が登録されていること。
- ③ 削除の旨が登録されていないこと。

(C) 削除の場合

- ① 入力された船舶コード及び航海番号（1）に対する船舶運航情報が船舶運航DBに存在すること。

②削除の旨が登録されていないこと。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「00000-00000-00000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「00000-00000-00000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。

(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(2) 船舶運航DB処理

(A) 登録の場合

①入力された船舶コード及び航海番号(1)に対する情報を船舶運航DBに登録する。

②入力内容を登録する。

(B) 訂正の場合

①全情報の訂正の場合

入力された船舶コード及び航海番号(1)に対する船舶運航DBを入力された内容で更新する。

②単一港の訂正(運航情報制限無し)の場合

入力された船舶コード及び航海番号(1)及び本邦寄港順序に対する船舶運航DBを入力された内容で更新する。

③単一港の訂正(運航情報制限有り)の場合

入力された船舶コード及び航海番号(1)及び本邦寄港地順序に対する船舶運航DBの訂正対象港を入力された内容で更新する。

(C) 削除の場合

入力された船舶コード及び航海番号(1)に対する情報を船舶運航DBから削除する。

(3) 海上乗組員DB処理

削除の場合は、入力された船舶コード及び航海番号(1)に対する海上乗組員DBが登録されていた場合、当該情報に対する乗組員情報を海上乗組員DBから削除する。

(4) 海上旅客DB処理

削除の場合は、入力された船舶コード及び航海番号(1)に対する海上旅客DBが登録されていた場合、当該情報に対する旅客情報を海上旅客DBから削除する。

(5) 船用品DB処理

削除の場合は、入力された船舶コード及び航海番号(1)に対する船用品DBが登録されていた場合、当該情報に対する船用品情報を船用品DBから削除する。

(6) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者

7. 特記事項

(1) 船舶単位の運航情報制限が登録されている場合、船舶代理店による登録、全情報の訂正または削除はエラーとなる。

(2) 登録した船舶運航情報は、一定期間を経過後にシステムから削除される。

- (3) 登録または全情報訂正の場合、入力された本邦寄港順序に港情報を並び替えて船舶運航DBに登録する。
また、本邦寄港順序に「X」が入力された場合、抜港とする。
- (4) 入力された本邦寄港地の着岸（予定）場所コードまたは出港停泊場所コードのいずれかが内航バースの旨を注意喚起メッセージとして出力する。